

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成31年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

甲 西伯郡伯耆町 個人

乙 西伯郡伯耆町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年7月17日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町吉長地内

(3) 事故の状況

鳥取県立総合療育センター所属の職員が、公務のため普通特種自動車（車いす移動車）

を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。